

坂本茂雄

県政かわら版

2006年
4月
NO. 13

<坂本茂雄県議会だより>
■高知市丸ノ内1-2-20
県議会内県民クラブ控室
TEL 088-823-9523
FAX 088-823-9063

タリ、トリ、リ、
施設補助金

説明不足で提案予算を訂正

2月定例
県議会

他にはないかと心配の声

豊かさ・安心の県政を

坂本茂雄・県政報告



県政報告会での坂本県議

総務、文化厚生、産業経済、企画建設委員会の合計審査時間が延べ85時間16分となっており、前年比で8時間46分(11%)延びているということからも、そのことが言えるのではないのでしょうか。

そのほか、91議案が全会一致または賛成多数で可決、承認され、来年4月予定の次期県議選にあわ

「給食・調理業務委託料」計6130万円を減額修正し、新たな体制で行うための追加修正6346万円を計上することによって、最終的には全体で9785万4千円の減額につながる修正案を提出しましたが、賛成少数で否決され、執行部提出の当初予算案が賛成多数で可決されました。

06年度予算案をはじめとして91議案が提案される中で、本会議、予算委員会、各常任委員会が審査するというのは、事前の調査をはじめとして相当の日数がかかりました。県財政の状況が厳しいときだけに、それぞれの委員会でも厳しい目で審査がされたのではないかと思っています。

訂正後の平成18年度一般会計当初予算案に対して、私たち県民クラブは、アウトソーシング関連の「総務事務集中化システム構築委託料」関連経費1億1万4千円と療育福祉センター、身体障害者リハビリセンター、中央児童相談所一時保護所、希望が丘学園4施設

各委員

厳しい財政状況で慎重審議

アウトソーシング関連予算

減額修正案は否決される

2月定例県議会は2月22日から3月17日までの間、開催されました。

当初提案の予算額は、4303億6365万4千円でしたが、執行部の説明不足などを理由に、室戸市に建設中の海洋深層水を使ったタラソテラピー施設への補助金3億円分を削除した、4300億6365万4千円に訂正されることとなりました。

せ、議員定数を2減の39とする議員提出の議員定数条例改正案を賛成多数で可決しました。
また、「捜査費の違法・不当な支出等の解明を求める特別決議」(4面参照)や意見書8件を可決、正副議長を選任の上、定例会は閉会しました。

新年度は企画建設委員会の所属に

なお、坂本県議は、06年度の所属常任委員会が企画建設委員会となります。企画建設委員会では、県立大学改革の課題や駅前複合施設構想、防災対策のための公共工事のこれからなどさまざまな課題について審議されることになると思います。また、県民のみならずのさまざまな意見を聞きながら審査にのぞんでいくとの決意を新たにしています。

県政報告会のご案内

- 下知地区 5月21日(日) 午後2時～
高知プリンスホテル
- 朝倉地区 6月10日(土) 午後2時～
ふくし交流プラザ
- 鴨田地区 6月11日(日) 午後2時～
鴨田ふれあいセンター
- 旭南地区 6月25日(日) 午後2時～
木村会館

三位一体改革で相変わらずの緊縮予算

借金と貯金の取り崩しは続く

地方と県民にしわ寄せばかりを押しつけてきた「三位一体改革」は、補助金の削減とあわせて地方交付税の削減のみを先行させ、税源移譲によっての財源確保はそれらの足元にも及ばないという状況で、06年に向けた一定の方向性がつけられました。

その結果が、本県予算においては7年連続マイナスの前年度比8.4%、217億円減の4303億6400万円でありました。

三位一体改革に伴う地方交付税・臨時財政対策債の縮減、県税収入の伸びが全国平均の半分程度という状況の中で、県は財政再建団体への転落回避へ、県債の借り換えで償還期間を延長し、単年度の公債費を圧縮するとともに、基金の大幅取り崩し、行政改革推進債、昭和60年度以来となる退職手当債の発行などで財源不足をしのぐこととしました。

三位一体改革は県民のためならず

「三位一体改革」は地方分権を旗印に、地方でできることは地方に任せろ。そして、これまで国

に依存していた地方の自立を促し、それにより行政の効率化が図られることを謳い文句にしています。

だが、「三位一体改革」が意図したとおりに進めば進むほど、実態としての分権から遠ざかるとともに、行政リストラにより、社会保障体制はスタスタにされ、国民は「格差拡大社会」に投げ出されることとなりました。

そして、「三位一体改革」が当初から指摘された国民生活破壊、自治体行政サービスへの切り捨てであることが、やっと誰の目にも明らかになってきたのです。

だからこそ、知事もここに至って、「私は、これまでの三位一体の改革は、本来の趣旨からは遠くかけ離れている上、国と地方をおしなべたマクロの議論が先行した結果、本県のように財政力の弱い自治体への影響が真剣に検討されてこなかったことから、一旦立ち止まって見直す必要がある」と明言し始めました。

予算についても相当厳しい目で審議がされ、一部事業については、予算が執行部の手によって訂正されたり、修正案が提出されたり、その執行について厳しい注文がつけられたりしたのも、このような状況だからではないでしょうか。

室戸海洋深層水タラソテラ ピー施設等立地促進事業費 補助金の削減訂正について

室戸市に、本年7月にオープンする海洋深層水を活用したタラソテラピー施設やホテルが、シュウウエムラにより建設される計画について、議会説明が不十分とのことで補助金3億円が予算から削除されました。

委員会審議において、観光や産業に寄与する施設として企業誘致を図ってきたが、補助率の算定根拠や補助のあり方、また、施設運営見通しに、疑義や不安があると指摘に対して、執行部の説明不足により、議会側の十分な理解を得ることができませんでした。

また、最終的に、企業側に対しても、迷惑をかけないようにするため、この補助金については、取り下げる旨の訂正願いが提出され全会一致で、承認されました。今後、執行部は、6月議会への再提出に向け、今回示された疑義や不安に適切な対応をしていくこととなっています。

アウトソーシングありきの 事業見直しでよいのか 修正案提案で議論白熱

これまでも知事が、「出せるも

のから出していく」ということで、アウトソーシングを推し進めてきましたが、来年度予算編成において、「県庁のスリム化」「仕事のやり方を変える」という大義名分のもと、県が公の責任において果たすべき役割や業務を明確にしないうままでのアウトソーシングありきの編成となっている点を、私たち県民クラブでは危惧しています。

そのため、今回のアウトソーシング関連予算73件、7億6798万6千円の中には、問題点をはらんだ事業内容は多々あるものの、極めて特徴的なものについて修正案を提出しましたが、賛成少数で否決されました。

その概要は、一面に記載してあるとおりですが、ここではその提案理由に触れておきます。

「総務事務集中化システム構築委託料」関連経費の修正

↓ 庁内電子化は公務の特性を踏まえて

これまでの県庁電子化の反省に立ったとき、もう少し慎重な判断がされるべきではないかというところからでした。というのも、来年度予算において、平成13年度途中から運用された「文書情報システム」が当初の効果を期待できず、来年度において新システムに変更すべくその開発費1千663万円

が予算化されています。ペーパーレスの決裁システム化を謳い、平成11年の開発着手以来8億円余という巨額を投資した事業であるにも関わらず、電子決裁率は年々下降し、運用開始後5年間で本来目的が達成できず、システム変更をせざるを得ないという現状に至ったのです。

県民のみなさんは、文書情報システムへの8億円余の投資額や電子決裁率がわずか6%にまで低下していることなどを承知でしたでしょうか。この文書情報システムについては、開発当初から危惧する声が多かった中で、強行してきた結果がこのような結果だけに、慎重にならざるを得ませんでした。

さらに、この4月に一部スタートする「新旅費システム」も、4月には完成しておかなければならないはずのものが、12月に向けて基本設計に沿って、システムを再構築しなければならぬという事態に至るとともに、その初期における混乱は避けられないとの声も出されています。

だからこそ、現在開発中の総務事務集中化システムについては一旦立ち止まって、後年不具合が生じることがないように対応をすることがのぞましいと考えたからであります。

■給食業務委託料の修正

↓給食調理も大事な訓練・教育である

次に、健康福祉部の社会福祉施設の調理におけるアウトソーシングについては、予算原案の委託料の積算根拠からは、極めて劣悪な勤務ローテーションでないことに対応できない調理体制となることが想定され、そのことから給食内容の低下を招きかねないことが懸念されました。そして、委託条件の中には、調理業務従事者に対する労働条件の確保など一切触れられておらず、今までも指摘してきた委託労働者の最低労働条件すら守られないのではないかという危惧するものです。

これらの施設における給食の持つ有用性は療育、訓練、教育などの面からも極めて重要なものである



り、そのためにも、給食内容の低下を招かないような提供体制が確保されなければならないと考えています。

また、アウトソーシング先の予定雇用者数では雇用の縮小・移動に過ぎないにもかかわらず、「雇用創出」という美名のもとに、業務そのものは継続するのに委託先労働者に行わせて、非常勤職員

解雇を強行するという手法を取る給食業務のアウトソーシングは認めがたいものでした。

県民クラブの修正案は、アウトソーシングするよりも216万円増額することで、アウトソーシングの場合よりも1名の新たな雇用が生み出されるとともに、懸念される給食内容の低下を回避できるというものでした。

官から民への矛盾は今後も拡大

この「かわら版」では、これまでも単純に「官から民へ」の流れで良いのかということをお知らせしてきました。会派としては、必ずしも、全て官が行わなければならないと言っているのではなく、県が行わなければならない役割を明確にし、県の責任によって行われる県民サービスと県政運営は、高知県として県民に明らかにされなければならないと考えています。

今、規制緩和ということで「官から民へ」と流れていった仕事によって、どのような事態を招いているか「耐震強度偽装事件」に象徴的に現れています。

今定例会は、「『小さな政府』を口実にした行政の効率化によって住民の利便性や権利保障の後退があってはならない。市場化テストをはじめとする公共サービスの民間開放は安易に行わず、画一的な公務員の純減をやめて公共サービスの水準維持に必要な要員を確保するよう国に強く求める」という「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」を全会一致で可決しておきながら、同趣旨の修正案に反対した議員さんのスタンスには理解しがたいものがあります。

今後とも、次々とアウトソーシングが進められ、そして、「県庁には、何もなくなった」、県民が受けたいサービスは費用負担能力のある県民しか受けられなくなったとならないよう、慎重な本質議論がされなければならないと思います。

警察捜査費の直実解明へさらなる決議

特別監査報告 1/3強が違法・不当・不自然

昨年6月定例会で県議会、知事がともに求めた県警捜査費に対する特別監査請求の結果報告が、今定例会でなされました。

報告書は、捜査員が「上司から領収書の作成を命じられ、電話帳で適当に名前を拾った」「私的な飲食を捜査協力者への接待に装った」などと証言した内容も具体的に列挙され、これらの証言と県警が開示した文書を照合し、矛盾点や不自然な支出状況から「違法・

不当」を明らかにする構成になっています。

特別監査の対象としたのは、平成12年度から16年度の県警本部と高知署で執行した捜査費1万3789件、5141万円で、そのうち85件・77万円(5%)を「支出の実態がない」、115件・69万円(3%)を「不適正な支出」とし、いずれも「違法・不当」と断定し、3178件・1645万円(32%)は「不自然な支出で疑念がある」と報告しています。

県警捜査費(H12～H16) 監査結果総括

	件数	支出額 (万円)	支出額 割合
支出実態なし	85	77	1.5%
不適正な支出	115	69	1.3%
不自然な支出	3,178	1,645	32.0%
上記以外の支出	10,411	3,350	65.2%
合計	13,789	5,141	100.0%

一方で、執行件数の46%に領収書がなく、県警が協力者情報などの全面開示を拒否したため、「不透明さを残した」とも強調し、「報告書で指摘しなかった支出も必ずしも適正な執行が立証されたものではない」と付け加えています。それらも踏まえ、報告書は「県警の組織全体の問題として厳粛に受け止めるべきであり、とりわけ幹部職員の責任は極めて重大」と厳しく指摘しています。そして、県警を管理する県公安委員会には「捜査費を執行した全部署を調査し、結果を県民に明らかにすべきだ」と求めています。

捜査費の違法・不当な支出等の解明を求める特別決議（抜粋）

制約の中、監査委員は県警組織全体の問題点を解明するとの視点に立って監査を行い、その監査結果報告書の内容や対応については、大いに評価する。特に、個々の捜査員の告発証言を追及するようないわゆる「犯人探し」は監査委員の指摘通り慎むべきと考える。

今回、監査結果報告書が提出され、県民の県警捜査費の使途への疑惑や不信は、これまで以上に深くなっている。

については県警に、県警組織全体の問題点を解明するとの視点に立って、監査結果報告書の監査の意見を踏まえた内部調査を求めるものであり、その調査結果を通じて、これまで以上に県民から信頼、支持される組織となるよう大いに期待する。

併せて、県警を管理すべき公安委員会には、県警が行う内部調査について十分な指揮と管理を行い、必要な場合には、公安委員会の権限と責任において、県民や議会が信頼できる調査結果となるよう求める。

捜査費解明への質問に明確な答弁なし

本会議や予算委員会での質問戦や総務委員会での集中審議において、多くの党派、議員から県警の姿勢などが糾されましたが、県民が納得できるような明確な答弁は示されませんでした。

まず、県警本部長は「不適正な」と指摘されたことは厳しく受け止めている」と言いながらも、「不適正などと指摘されたものが特定されておらず、直ちに返還すべきか判断できない。監査結果の内容を現時点で評価を下すのも適当でない。厳正な調査を行い、不適正なものであれば返還も含め適切に対応したい」と「内部調査」

に逃げ込んでいます。

また、改めてその姿勢が問われた公安委員長は「報告書には、違法支出などとする判断の根拠が示されていない。公安委員会として判断するには具体的な証拠や証明が必要だ」と、直ちに100パーセント違法・不当である、不適正であるという結論をそのまま受け入れることには慎重にならざるを得ないという姿勢に、多くの反発を招きました。

そして、橋本知事は監査結果報告に対して「県警に対する県民の信頼を損なうものだ。県警は組織全体の問題と重く受け止め、厳正に対処してほしい。信頼回復のため、きちんと説明責任を果たす必

要がある」として「組織の問題は自らの力で調査し、改める自浄作用がないと組織の再出発につながらない」ということを強調されています。

県警本部の「監査報告」に対するかたくなな反発姿勢の下での内部調査に信憑性はあるのかとの疑問は、議会同様県民のみなさんも抱かれています。事実解明に真摯に取り組んでもらうためにも何らかの形で、議会としての決議をすることとしました。

私たち県民クラブは、調査への監査委員立ち会いを求めた上で、調査結果が判明するまで18年度当初予算案に計上した捜査費約900万円の執行凍結を要求。知事には特別監査報告が違法認定した分などの返還請求を促し、県警にも時効分も含めた捜査費の「自主返還」要求などを盛り込んだ会派案を提案しながらも、全会一致の調整には譲歩も考えていません。しかし、総務委員会では調整が困難となり、後退した内容に不満は残るもの、できるだけの多数可決を行うため別記内容で決議せざるを得ませんでした。

今後とも、引き続き議会としてのチェック機能を果たしていくための努力を続けていきたいと考えています。

高知医療センター

開院から1年 材料費購入にPFIメリットが生かされない

昨年3月に本格開院した高知医療センターは、この1年間で予測されたよりも速いスピードで、救命救急センターや総合周産期母子医療センターなど、目標とする医療機能がフル稼働し始めていることなどもあり、体制や経営内容がそれに追いついていない面が見受けられています。

とりわけ、県・市病院企業団議会では、手術器具や薬剤などの材料費支出が見込み以上に増加し、当初予算の材料費の対医療収益比率は、契約時の確認でもある23・4%に設定されていたにも関わらず、31・1%と上昇していることなどについて厳しい指摘がされて

います。

本来、手術材料などはSPC側が調達していることから、民間のノウハウや資金を活用する病院PFI事業の最もメリットを活かされるはずの部門がこのような状況になっていることに、議会では疑問視されていると伺います。

企業団は、SPCに支払う17年度分のPFI事業の委託料を1億6600万円減額し、今回の材料費の増加分を一定穴埋めすることとしています。しかし、将来的には、経費の減額分を企業団の責任において処理することとしており、「キャッシュフローの支障を起さないうえ、十分な議論をした上で処理されることとしています。

このようなことで、企業努力のインセンティブが働くのだろうかと懸念します。確かに、開院後1年間で結論は出せませんが、運営までをPFIに委ねてしまったことの弊害が心配されます。

今後、企業団は「業務推進委員会（仮称）」を立ち上げ、この第三者機関の提言を受けた企業団とSPCは、課題となつている収益に対する材料費の割合の低減策な

どを盛り込んだ病院運営の中長期計画を策定し、経営改善を推進することとしています。

また、救命救急センターや総合周産期母子医療センターがフル稼働している現状から、現行の47診療科の構成についても委員会に助言を求め、見直しを図ることとしています。

真に「患者さんが主人公」の病院運営を

県・市病院企業団議会としても、企業団に対して提出される高知医療PFIエフアイの事業計画書や事業報告書などによって、チェックしていかねばならないと考えます。

また、これからの県医療計画の策定の中で、高知医療センターがどのような位置づけられ、どのような機能を果たすのか。そして、2月定例会でも議論になった医師確保の面でもどのような対策が講じられるのか。これらのことは、高知医療センターの将来にも大きく影響することとなります。

院長交替による一新が、チーム医療を向上させることにつながり、高知医療センターがこれらの課題を克服していったとき、県民の求める真の意味での「患者さんが主人公の病院」として認められることになるのではないのでしょうか。



駅前複合施設構想は慎重に

昨年、皆さんから頂いた駅前複合施設化構想に対する意見に関心の大きさを感ずることができましたが、今定例会では、今後のすすめ方などについての議論がなされました。

複合施設構想の機能面などについて、「コンベンション機能を含めて、2000席のホールとなる」と、駐車場の問題があり、高知市の条例によれば、120台前後の設置が義務づけられるが、半径200メートル以内への設置でも構わないということなので、近傍での用地の活用も考えている」とのことですが、駐車場の在り方や周辺の交通混雑、3施設統合による管理面などの懸念も出されています。

また高知市や関係団体とも十分に協議して、その調整や整合性は十分とれているのかということについては、高知市や関係団体とも意思の疎通を図ってきているとのことですか、今のところ不十分だとの認識が示されています。

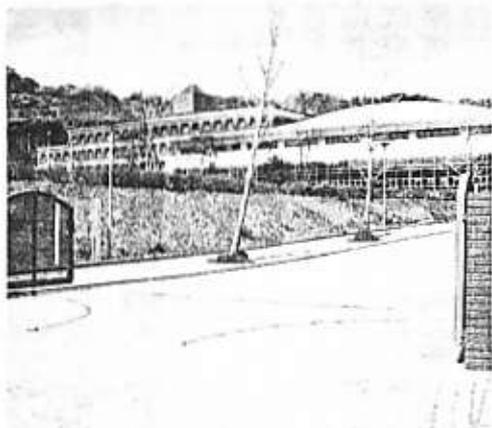
今後は、議論してもらえぬ青写真を早く出せるように話を進め、青写真を示す際には、駅前のイメージがわくものを複数案、たたき台として示すとともに、その建設費

や建設手法について広く意見を聞きたい、との考えが示されています。

高知県立大学の改革は複雑

駅前複合施設との関係もある「県立大学の改革」についても、表面上は県の考え方がその都度示されているように思えますが、執行部と大学側の考え方にズレが生じているのではないかとと思われるなど、改革についての協議経過やその結果に疑問が生じています。

高知県立大学の改革内容の決定は、県としてのプランを3月末を目途に示したいとしてきました。ただ、既存学部については、大学と基本的な方向性について確認することができていますが、社会科学系学部については、短大案が出たばかりで、まだ十分な議論



高知女子大 池校舎に統合の案も浮上か

ができていないため、できるだけ早期に示すことと先送りされています。

この県立大学改革に関する議論は、学部再編・総合看護専門学校は、学部の併用・助産師教育の機能移転問題・短大の存続問題・施設移転問題・短大の存続問題・施設移

希望・豊かさ・安心 坂本茂雄!



県政報告会で貴重なご意見いただきました

2月25、26日と三里地区、瀬戸地区において「県政報告会」を開催させて頂きました。それぞれにご多用の所、足を運んでくださったみなさまに感謝申し上げます。

03年度から05年度の間に取り上げてきた県政課題の報告、「県政への反映と県民の関心の高い県政課題」として地震対策への提言、知事の県政運営、警察捜査費問題、何が優先施策なのか、高知医療センターの課題、そして来年度予算などについて報告したあと、ご意見を頂きました。

「地震対策について」「駅前複合施設構想について」「高野切本の活用と誘客効果について」「県警捜査費調査の徹底について」「医療センターは本当に県民のための医療機関なのか」「知事のトップリーダーとしての在り方について」「保育行政について」「県庁の人材育成の在り方について」「議員の発言機会の在り方などについて」など様々な意見交換をさせて頂きました。2月定例会では、質問機会がありませんでしたが、委員会審議などを通じて意見反映をさせて頂きました。

今後とも、一面に掲載しておりますように、県政報告会の開催を継続していきますので、お近くの会場にお越し頂ければ幸いです。